

富山県最低賃金が改定されます

富山県最低賃金

時間額 848円

(現行比 +27円)

【発効日】令和元年10月1日(火)

- この最低賃金は、年齢や雇用形態（パート、アルバイト等）にかかわらず、富山県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、令和元年10月1日（火）以降、次の特定最低賃金が適用される労働者について、富山県最低賃金（時間額848円）以上の賃金を支払わなければなりません。

- ◆ 富山県アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金（時間額781円）
- ◆ 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額823円）
- ◆ 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金（時間額840円）
- ◆ 富山県自動車（新車）小売業最低賃金（時間額769円）

富山労働局では、「働き方改革推進支援センター富山」を設置し、賃金引上げのための経営・労務管理や中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）の活用に関する相談等の支援を行っています。

働き方改革推進支援センター富山 富山市千歳町1-6-18 河口ビル2階(富山県社会保険労務士会内)

HP: <https://www.sr-toyama.net/htk/> 電話: 076-431-3730 メールアドレス: hatarakikata@sr-toyama.jp

- 最低賃金に関するお問合せは、富山労働局賃金室(☎076-432-2735)又は富山県内の各労働基準監督署へ
富山労働局 HP <https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/> **最低賃金特設サイト** <https://pc.saiteichingin.info/>

富山労働局